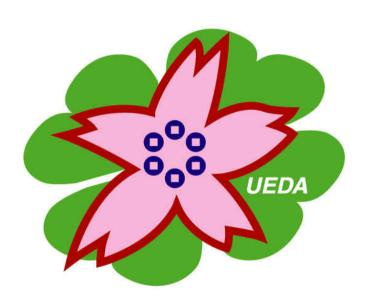
# 第4期上田市障害福祉計画素案



上田市健康福祉部福祉課

# 第1章 計画策定の概要

1 障	『害福祉計画策定の趣旨と位置付け	
(1)	障害福祉計画の趣旨	1
(2)	障害福祉計画の位置付け	2
2 障	害福祉計画の基本的考え方	
	- 基本理念について	3
` '	障害福祉サービス提供体制確保に関する基本的な考え方	
` ,		
	相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4)	障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	4
3 成:	果目標の設定について	
(1)	福祉施設入所者の地域生活への移行	4
(2)	福祉施設の利用者の一般就労への移行	4
(3)	地域生活支援拠点等の整備	5
<b>4 7</b> 空	害福祉計画の期間と点検及び評価	
		_
	障害福祉計画の期間	6
(2)	障害福祉計画の点検と評価	6
第 2	章 障害者福祉に関する現状と課題及び動向	
1 ⊢	田市における障害者福祉の現状	
	. 田内にめける障害自噛祉の焼扒 障害者数の推移	7
` ,	年齢別、男女別身体障害者数	7
	障害別、等級別身体障害者数	8
. ,	11 - 100 1 - 1111/100 10 11 11	
` ,	等級別、障害原因別身体障害者数	8
	年齢別、男女別知的障害者(児)数	8
(6)		9
. ,	精神障害者関係統計	
	障害福祉サービス事業所別利用状況	1 (
(9)	自立支援給付費及び地域生活支援事業給付費の支出状況	1

2 障害者福祉に関する課題	
(1) 障害者の理解	12
(2) 障害者とその介護者の高齢化について	12
(3)入所・入院等からの地域生活への移行と定着について	12
(4) 就労支援と雇用機会の充実	13
(5) 権利擁護・虐待の防止	13
(6) 障害児支援の充実	13
3 障害者制度改革の動向	
(1) 支援費制度の施行	15
(2) 障害者自立支援法の施行	
(3) 障害者基本法の改正	15
(4) 障害者自立支援法から障害者総合支援法へ	15
第3章 第3期計画までの進捗状況と第4期計画の目標数	値
1 福祉施設の入所者の地域生活への以降に関する目標について	
(1) 第3期計画における目標値に対する考察	
(2) 目標値について	
(3) 推進に向けた施策	17
2 地域生活支援拠点等の整備	19
3 福祉施設からの一般就労移行に関する目標について	
(1) 第 3 期計画における目標値に対する考察	
(2) 目標値について	
(3) 推進に向けた施策	2 1
第 4 章 障害福祉サービスの見込み量	
1 訪問系サービス	
2 日中活動系サービス	
3 居住系サービス	
4 相談支援事業	
5	33

# 第5章 地域生活支援事業の見込み量

1	事業の概要	36
2	理解促進研修・啓発事業	38
3	自発的活動支援事業	39
4	相談支援事業	3 9
5	成年後見制度利用支援事業	42
6	意思疎通支援事業	43
7	日常生活用具給付等事業	44
8	手話奉仕員養成研修事業	4 6
9	移動支援事業	47
1	0 地域活動支援センター事業	4 9
1	1 訪問入浴サービス事業	50
1	2 日中一時支援事業	5 1
1	3 社会参加促進事業	52

# 第1章 計画策定の概要

#### 第3期障害福祉計画の目的

障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成26年度 末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域 生活支援事業を提供するための体制確保が計画的に図られるようにすることを 目的とする。

#### 1 障害福祉計画策定の趣旨と位置付け

#### (1) 障害福祉計画の趣旨

平成 25 年 4 月に、障害者基本法の改正を踏まえ、障害者自立支援法が障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)として改正施行されました。制度の谷間を埋めるべく、障害福祉サービスの対象の範囲に難病等を加え、「障害程度区分」を標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められるなどの支援の充実が図られました。

また、障害者権利条約の締結に先立ち、国内法の整備も進められ、平成 25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした 障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が制 定されました。

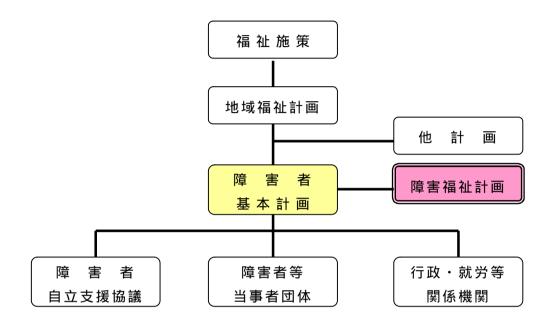
さらに、平成 25 年 9 月には、国の第三次障害者基本計画が策定され、平成 29 年度までの 5 年間に講ずべき障害者施策の基本的な方向付けがされました。

上田市においても、平成 26年度を初年度とする第二次上田市障害者基本計画がスタートし、全ての市民が障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い、障害のある人の自立と社会参加のための施策を推進します。

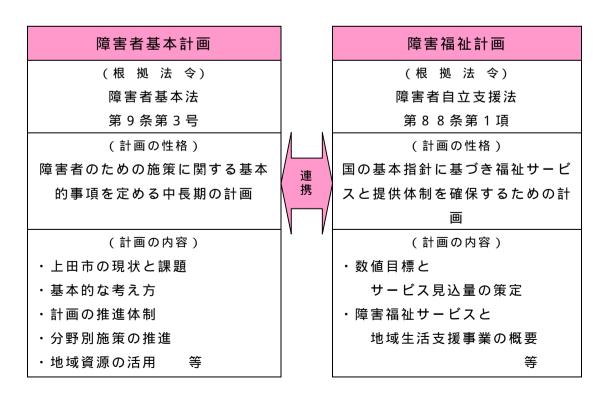
そして、今回、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 ヵ年の障害福祉サービス等の提供体制の整備と自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため、「第 4 期上田市障害福祉計画」を策定します。

#### (2) 障害福祉計画の位置付け

福祉施策を構成する各計画は、障害者等で構成されている当事者団体をは じめとする関係機関との連携や協議により成りたち、互いに連携して福祉施 策の推進を図る体系となっています。



「障害福祉計画」は「障害者基本計画」の実施計画的な位置付けであり、連携して福祉施策の推進を図る計画です。



#### 2 障害福祉計画の基本的考え方

#### (1) 基本理念について

障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、全ての障害者等が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと及び障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨とする法の基本理念を踏まえつつ、下記の点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成します。

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害 福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

# (2) 障害福祉サービスの提供体制確保に関する基本的考え方 障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、(1)の基本理念を踏

まえ、下記の点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行います。

・ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障

- ・ 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・ 福祉施設からの一般就労への移行等の推進

#### (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画については、まずは、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を維持することが重要となっていることから、平成27年度以降の利用者数の増加に応じて更なる体制を確保する必要があります。このため、福祉に関する各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保していかなければなりません。なお、これらの

取組を効果的に進めるため、基幹相談支援センターを有効に活用することが 重要となっています。

また、障害者支援施設等又は精神科病院の入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握を行うことを通じて、地域移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、障害者支援施設等に入院している障害者等の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る必要があります。

さらに、地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域定着支援に係るサービス提供体制の充実も必要となっています。

#### (4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

#### 3 成果目標の設定について

この計画は、国の基本指針と考え方及び県の指針を踏まえ、平成29年度 を目標年度として下記の目標値(成果目標)を設定します。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第3期計画の地域生活移行者数の達成率は、平成25年度末の時点では、長野県全体で約82%となっておりますが、上小圏域では35%、上田市だけでは20%と低い状況であり、福祉施設入所者数についても、長野県全体では約96%と達成率が高い状況ですが、上小圏域では31%、上田市だけでも23%と低く、地域生活の移行が進まない状況であり、今後も安定した生活の場の確保に向け、第4期計画においても、施設や病院等での生活をしている障害者の地域生活への移行推進に関する取り組みを継続します。

目標値設定については、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行することとするともに、これに合わせて平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4 %以上の削減することを基本とします

#### (2) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

第3期計画目標値の達成率は、平成25年度末の時点では、長野県全体で約78%となっており、上小圏域では150%、上田市だけでも130%と目標を達成している状況が伺えますが、今後も継続して、社会情勢と雇用状況等を鑑み就労移行への取り組みが必要と考えられます。

目標値設定については、平成 24 年度の一般就労への以降実績の二倍以

上とすることを基本とします。また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指します。

#### (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等については、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」 を見据え、平成 29 年度末までに上小圏域に一つを整備することとし、圏 域内を面的な体制として整備をします。

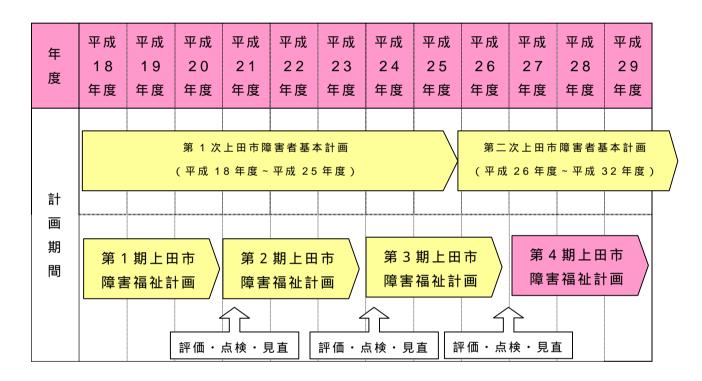
#### 4 障害福祉計画の期間と点検及び評価

#### (1)障害福祉計画の期間

上田市障害福祉計画は計画期間を3ヵ年とし、その計画期間における障害福祉サービスの見込み量や提供体制確保のための福祉施策について、国の基本指針に則して策定しています。

平成18年度からはじまり、今回の第4期障害福祉計画は、平成27年度から平成29年度までの3ヵ年としています。

また、策定に当たっては、前期計画内容について評価・点検・見直を行い、 該当計画期間の目標数値と見込数を設定しています。



#### (2) 障害福祉計画の点検と評価

障害者福祉に関する計画等の評価・点検・見直しは、「上田市障害者施策 審議会」において、意見を求めながら対策を講じるとともに、「上田圏域障 害者自立支援協議会」における圏域内の施策の調整と連携を図っていきます。

また、計画策定に際しては、当事者団体をはじめ、施設機関、医療機関、教育機関、就労関係機関等と連携をとり、広く意見等を反映させながら策定をします。

# 第2章 障害者福祉に関する現状と課題及び動向

#### 1 上田市における障害者福祉の現状

#### (1)障害者数の推移

基準日	上田市人口	身体障害者	(児)	知的障害者	(児)	精神障害	者
を キロ	エエッくロ	人数 (人)	率 (%)	人数 (人)	率 (%)	人数 (人)	率 (%)
H17.3.31	166,915	6,342	3.80	958	0.57	531	0.32
H18.3.31	165,903	6,519	3.93	989	0.60	526	0.32
H19.3.31	167,325	6,553	3.92	1,111	0.66	590	0.35
H20.3.31	167,406	6,643	3.97	1,096	0.65	712	0.43
H21.3.31	166,040	6,700	4.04	1,126	0.68	804	0.48
H22.3.31	165,308	7,004	4.24	1,228	0.74	866	0.52
H23.3.31	163,809	6,885	4.20	1,305	0.80	1,098	0.67
H24.3.31	162,826	6,902	4.24	1,369	0.84	1,110	0.68
H25.3.31	162,539	6,900	4.25	1,409	0.87	1,165	0.72
H26.3.31	161,337	6,871	4.26	1,431	0.89	1,268	0.79

- \* 人口は、各年度当初の住民基本台帳人口(外国人登録者を含む)
- \* 身体障害者(児)数は、各年3月31日現在の身体障害者手帳の所持者
- \* 知的障害者(児)数は、各年3月31日現在の療育手帳所持者数
- \* 精神障害者数は、各年度3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳の所持者
- \* 平成17年以前の数値は合併前4市町村の合計数値

#### (2)年齡別、男女別身体障害者数

平成26年3月31日現在 単位:人

	1級	2 級	3 級	4 級	5 級	6級	合計	男	女
0~5歳	9	4	2	1	0	1	17	12	5
6~14歳	16	11	12	13	0	2	54	28	26
15~17歳	6	1	2	4	1	1	15	9	6
18~19歳	3	1	1	6	0	2	13	9	4
20~39歳	72	65	46	38	20	16	257	152	105
40~49歳	84	63	70	67	35	11	330	191	139
50~59歳	117	83	110	163	64	28	565	288	277
60~64歳	130	93	94	158	51	22	548	301	247
65~74歳	336	271	317	451	141	80	1,596	825	771
75歳~	642	572	895	935	180	252	3,476	1,415	2,061
合 計	1,415	1,164	1,549	1,836	492	415	6,871	3,230	3,641

#### (3)障害別、等級別身体障害者数

平成26年3月31日現在 単位:人

	_		/	1級	2 級	3 級	4級	5 級	6級	合計	率(%)
視			覚	117	99	40	34	48	33	371	5.4
聴	覚	· 平	衡	17	101	80	112	3	232	545	7.9
	聴		覚	0	84	78	112	0	232	506	7.4
	3	う	あ	17	17	0	0	0	0	34	0.5
	平		衡	0	0	2	0	3	0	5	0.1
_	声言	語そし	ゃく	0	0	51	25	0	0	76	1.1
肢	体	不 自	由	308	959	1,105	1,232	441	150	4,195	61.1
	上		肢	67	535	323	180	94	74	1,273	18.5
	下		肢	39	106	614	1,052	284	76	2,171	31.6
	体		幹	202	318	168	0	63	0	751	10.9
内	部	障	害	973	5	273	433	0	0	1,684	24.5
	心		臓	585	0	76	173	0	0	834	12.1
	じ	h	臓	331	0	52	9	0	0	392	5.7
	呼	吸	器	43	0	130	25	0	0	198	2.9
	ぼう	こう・直		14	5	15	226	0	0	260	3.8
合			計	1,415	1,164	1,549	1,836	492	415	6,871	100.0

**(4)等級別、障害原因別身体障害者数** 平成26年3月31日現在 (単位:千人)

	交通事故	労働災害	その他 事 故	戦傷 戦病	戦災	先天的 疾 患	後天的 疾 患	計
1 · 2級	57	30	15	0	0	269	2,208	2,579
3・4級	74	68	21	6	0	270	2,946	3,385
5・6級	59	40	21	7	0	121	659	907
計	190	138	57	13	0	660	5,813	6,871
構成比(%)	2.8	2.0	0.8	0.2	0.0	9.6	84.6	100.0

## (5)年齢別、男女別知的障害者(児)数

(単位:人)

		重度			中度			軽度			合計	
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~5歳	6	0	6	23	6	29	13	6	19	42	12	54
6~14歳	34	11	45	21	10	31	62	34	96	117	55	172
15~17歳	13	8	21	10	7	17	35	19	54	58	34	92
18~19歳	12	6	18	11	8	19	21	7	28	44	21	65
20~39歳	104	61	165	104	65	169	101	58	159	309	184	493
40~49歳	45	29	74	51	32	83	35	18	53	131	79	210
50~59歳	28	19	47	35	32	67	29	18	47	92	69	161
60~64歳	7	10	17	18	18	36	13	7	20	38	35	73
65~74歳	7	11	18	19	17	36	5	8	13	31	36	67
75歳~	5	14	19	5	12	17	4	4	8	14	30	44
計	261	169	430	297	207	504	318	179	497	876	555	1431

再揭:重度心身障害児(者) 44

平成26年3月31日現在

#### (6)療育手帳所持者数

(単位:人)

	1	8 歳未済	苘	1	8 歳以.	Ŀ	計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
A 1	53	19	72	208	150	358	261	169	430	
A 2	1	1	2	6	7	13	7	8	15	
B 1	53	22	75	237	177	414	290	199	489	
B 2	110	59	169	208	120	328	318	179	497	
計	217	101	318	659	454	1113	876	555	1431	

平成26年3月31日現在

#### (7)精神障害者関係統計

年齡別 男女別精神保健福祉手帳所持者数数

平成26年3月31日現在

<u> </u>		133 5	- ^^ ^^									
		1級			2 級	!		3 級	!		合計	
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6~14歳	1	2	3	3	1	4	5	1	6	9	4	13
15~17歳	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
18~19歳	3	2	5	4	3	7	1	1	2	8	6	14
20~39歳	64	60	124	75	61	136	19	19	38	158	140	298
40~49歳	89	73	162	76	62	138	10	14	24	175	149	324
50~59歳	86	66	152	57	46	103	8	5	13	151	117	268
60~64歳	46	27	73	20	18	38	8	6	14	74	51	125
65~74歳	56	43	99	19	23	42	3	3	6	78	69	147
75歳~	15	52	67	3	5	8	2	1	3	20	58	78
計	361	325	686	257	219	476	56	50	106	674	594	1,268

#### 精神障害者数 - 治療別・病類別状況 -

( )内は認知症

		治療別物	状況		病類	頁別状況				
年 度	措置入院	(医療保 護 同意入院	自立支援医療申請者数	統合失調症	気分障害	中毒性 精神障害	その	)他	合計	有病率
18	14	111	1,012	53	24	1	47	(10)	1,137	696.6
19	12	138	1,641	64	16	12	58	(41)	1,791	1,103.8
20	8	136	1,757	47	17	5	75	(47)	1,901	1,179.0
21	7	139	1,820	57	31	3	55	(28)	1,966	1,229.2
22	11	179	2,033	59	28	5	53	(45)	2,223	1,400.9
23	10	176	2,170	67	24	12	83	(52)	2,356	1,484.8
24	10	144	2,292	70	29	3	52	(40)	2,446	1,539.0
25	34	207	2,220	117	43	6	75	(52)	2,461	1,525.4

自立支援医療(精神通院医療)申請者の病類別状況については統計に含まれていません。

資料:保健福祉事務所

# (8) ア 障害福祉サービス事業所別利用状況

平成26年3月31日現在

		妙声	₩ 50		内	<u> </u>	月31日現任
	サービス名	総争	業所	市内事	事業所	市外	事業所
		事業所数	25年度	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数
	居宅介護	23	189	20	175	3	14
	行動援護	5	24	3	22	2	2
訪問系	重度包括支援	2	4	2	4	0	0
ᆒᆒᇭ	重度訪問介護	1	1	1	1	0	0
	同行援護	2	10	2	10	0	0
	訪問系 計	33	228	28	212	5	16
	施設入所支援	29	203	7	134	22	69
	共同生活援助	10	29	7	25	3	4
λ际玄	共同生活介護	28	126	15	107	13	19
入所系	宿泊型自立訓練	3	15	1	9	2	6
	短期入所	14	50	10	34	4	16
	入所系 計	84	423	40	309	44	114
	療養介護	7	31	1	9	6	22
	自立訓練(生活訓練)	5	20	2	12	3	8
	自立訓練(機能訓練)	1	3	0	0	1	3
通所系	就労移行支援	5	31	2	22	3	9
旭川水	就労継続支援(A型)	3	22	2	18	1	4
	就労継続支援(B型)	29	304	18	242	11	62
	生活介護	48	419	20	322	28	97
	通所系 計	98	830	45	625	53	205
相談系	計画相談支援	18	96	11	81	7	15
们伙尔	計画相談支援 (決定者)	40	690	17	566	23	124
	合 計	233	1,577	124	1,227	109	350

平成26年3月利用分の請求実績

(8)イ 障害者福祉サービスの状況(居宅生活支援)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	実利用人員	公費負担額	実利用人員	公費負担額	実利用人員	公費負担額
	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(人)	(千円)
訪問系サービス	133	69,616	160	100,589	170	133,881
日中活動系サービス	270	337,907	270	383,560	446	787,366
短期入所	27	31,414	24	26,084	24	28,393
共同生活介護 (障害者ケアホーム)	63	62,207	75	98,446	87	115,859
共同生活援助(障害者ヴループホーム)	39	21,885	38	24,668	29	25,155

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	実利用人員 (人)	公費負担額 (千円)	実利用人員 (人)	公費負担額 (千円)	実利用人員 (人)	公費負担額 (千円)
訪問系サービス	222	162,444	225	194, 114	250	206,938
日中活動系サービス	688	1,059,151	812	1,529,666	947	1,619,621
短期入所	39	25,402	47	38,322	105	38,536
共同生活介護(障害者ケアホーム)	109	154,812	126	175,826	137	203,971
共同生活援助 (障害者グループホーム)	30	24,107	28	21,268	29	21,890

# (9)自立支援給付費及び地域生活支援事業給付費の支出状況

(単位:人、千円)

	25年度			
区分	延人員	給付費額	利用者負担額	
居宅介護	2,289	138,074	685	
行動援護	256	32,747	338	
重度包括支援	46	31,126	0	
重度訪問介護	21	798	0	
同行援護	120	4,195	56	
施設入所支援	2,422	277,364	451	
共同生活援助	325	21,890	0	
共同生活介護	1,524	203,971	115	
宿泊型自立訓練	178	17,579	60	
短期入所	644	38,536	39	
療養介護	378	97,775	1,007	
自立訓練(生活訓練)	266	30,704	8	
自立訓練(機能訓練)	21	2,285	204	
就労移行支援	472	76,731	64	
就労継続支援(A型)	262	32,440	103	
就労継続支援(B型)	3,674	404,489	920	
生活介護	5,056	962,105	42	
相談支援	1,147	16,899	0	
自立支援給付合計	19,101	2,389,708	4,092	
地域 移動支援 日中一時支援	244	85,080		
支日中一時支援	96	12,687		
事業 訪問入浴サービス	10	4,550		
合計	350	102,317 地域生活支援事	0	

地域生活支援事業の人員は実人員

#### 2 障害者福祉に関する課題

#### (1) 障害者の理解の促進

障害のある人が住み慣れた地域で、日常生活や社会生活を送るためには、 障壁となるような施設や設備、制度、慣習、文化などについて、個人や社会 が一層の理解を深めていかなければなりません。

障害者団体との懇談会や障害者意向調査では、障害に対する周囲の無理解によって障害のある人本人や家族が辛い思いをした経験が語られるとともに、就労の場での障害への理解や配慮を求める意見が上げられています。

特に目に見えない精神障害や内部障害等については、正確な情報が知られていないため、誤解を招く場合があります。

地域住民への障害者に対する意識啓発を促進するとともに、幼児期から学齢期までの子供たちに、障害に対する正しい理解が必要となります。

さらに、成年後見制度や虐待の防止、障害者差別解消法にともなう合理的 配慮の提供など、障害者に関する新たな施策を分かりやすく伝え、制度や仕 組みなどを安心して利用できることが求められています。

#### (2) 障害者とその介護者の高齢化

急激な高齢化の進展は障害のある人とその介助者にとって、今後も重要課題となっています。

身体障害者手帳の所持者のうち 65 歳以上の人の割合が 7 割を越え、介助者の半数が 60 歳以上となっています。また、障害者意向調査や障害者団体等の懇談会での意見からも日常生活の中で、本人の健康管理と介助者がいなくなった場合の生活に対する不安が多く回答されています。

このため障害の特性や年齢といった個々の状況に対応した、多様な生活の場の確保や、住み慣れた地域で暮らすための支援の充実、医療・介護などとの連携が必要になります。

さらに、障害のある人の健康管理も含め、若い内からの生活習慣の見直しなどを通じ、積極的に健康を増進し、疾病の予防も急務となっています。

#### (3) 入所・入院等からの地域生活への移行と定着

障害の種別に関わらず、全ての方が地域社会の一員として自立し、安心して暮らすことのできる地域生活の実現が求められています。

しかし、施設に入所している障害者の地域移行や退院可能な精神障害者の 社会的入院解消が大きな課題となっている現状があります。

できる限り入院生活の長期化を防止しつつ、医療関係者と障害福祉サービス事業者、行政等の関係機関が連携し、適切な訪問支援の充実を図ることが求められています。

また、地域生活を送るための支援をきめ細かく行うために、入所・入院中

から住居や日中活動場所の確保や、地域生活後の連絡相談等のサポート体制の整備等、地域での定着支援体制の充実が必要とされています。

#### (4) 就労支援と雇用機会の充実

障害者が地域における自立と社会参加を更に推進するためには、働きたい 意欲や技術をもった方が、就労できるようにするための支援が求められてい ます。

障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、障害のある人が働き続けられるよう障害を理解し、指導・相談できる人の存在、障害に応じた多様な就労環境を確保するなどの合理的な配慮が求められています。

上田公共職業安定所(ハローワーク上田)や上小圏域障害者総合センター (上小地域障害者就業・生活支援センター)及び企業と連携し一般就労の受 入先の確保や、一般就労への移行支援体制の強化が必要とされています。

また、市においても、障害者就労施設などから物品、役務の調達を優先的・ 積極的に取り組むことが求められています。

#### (5) 権利擁護・虐待の防止

地域で安心し自立して生活していくためには、適切なサービスが選択できるとともに、財産や権利が守られなければなりません。

しかし、近年、障害者と介護者の高齢化に伴い、介護者の減少、悪徳商法 や詐欺の増加、虐待等の権利侵害問題が課題となっています。

これまでは親族が後見を担うことが通常でしたが、近年は少子化や核家族化によってその役割を担うことが困難になっています。それに伴い、成年後見制度のニーズは飛躍的に増加しています。

成年後見が地域で機能するためにも市民後見人の養成も必要となっており、後見業務等を受任できるよう家庭裁判所等との連携をしながら、その体制整備を図る必要があります。

#### (6) 障害児支援の充実

平成 24 年度の児童福祉法の改正により障害のある子どもへの支援の強化が図られました。どのような障害があっても身近な地域で支援を受けられるよう通所による支援を行う施設が児童発達支援センターに、入所による支援を行う施設が障害児入所施設に利用形態が一元化されました。

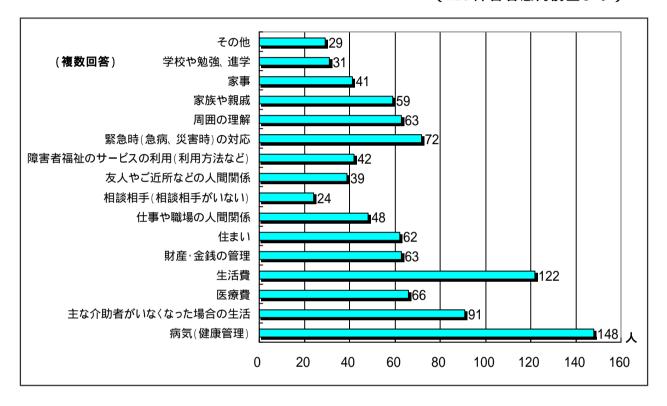
市内には、児童発達支援センターが 2 箇所ありますが、いずれも定員を 超える利用状況であり、適切な療育が必要な子どもに必要な支援が行き届く よう利用調整を図るとともに、在園での療育力の充実が必要となっています。

障害のある子どもには、身近な地域でその子にあった支援と療育が、18歳まで切れ目無く一貫して行われ、障害の程度・成長期に応じて、能力を向上し、自己実現を図るための支援の重要性が高まっています。

発達障害は、早期に発見し適切な支援をすることで、二次障害を防ぐことも可能です。障害のある子どもを支える保護者への相談支援体制の充実と保護者に寄り添った支援も必要です。

さらに、障害のある子どもの放課後対策についても、障害特性に応じた利用形態や施設などの整備も必要となっています。

問 あなたは、日常生活の中で、どのようなことに悩みや不安を感じていますか。 (H25 障害者意向調査より)



#### 3 障害者制度改革の動向

#### (1) 支援費制度の施行

障害者福祉の供給主体が多様化する流れの中、国において社会福祉基礎構造改革が始動し、ノーマライゼーションの理念を実現するため、これまでの「措置制度」を改め、「支援費制度」が導入されました。

支援費制度では、障害者の皆さんがサービスを選択することができ、自己決定が尊重されるとともに、利用者と施設、事業者が対等の関係に立つことにより、利用者本位のサービスが提供されるようになることが期待されていました。しかし、サービス利用者の急増とそれによる費用の増大によって、現状のままでは、制度の維持が困難であることが指摘されていました。

#### (2) 障害者自立支援法の施行

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害者福祉は新たな段階に入ることになりました。同法では、障害別に提供されていた福祉サービスを、障害の種別に関係なく一元化し、統一したサービスの提供体制を構築しました。

また、利用者の応能負担から応益負担、就労支援の強化、支給決定の透明化、明確化が図られ、市町村には障害福祉サービスの提供体制の確保に関する計画「障害福祉計画」を策定することが定められました。

#### (3) 障害者基本法の改正

平成 23 年の障害者基本法の改正では、

すべての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重さされる。

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

などの理念、目的が盛り込まれ、権利の主体として明記されました。

#### (4) 障害者自立支援法から障害者総合支援法へ

平成 23 年の障害者基本法の改正を踏まえ、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、制度の谷間を埋めるべく、障害福祉サービスの対象範囲に難病等が加えられました。

また、障害者権利条約の締結に向け、国内法の整備が進められ、障害者差別解消法が制定されるとともに、精神保健福祉法や障害者雇用促進法も一部改正されました。

平成 26 年 1 月には障害者権利条約が締結され、日本も国際社会の流れに追いつくこととなりました。

# 第3章 第3期計画までの進捗状況と第4期計画の目標数値

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標について

障害者の地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設入所者及び退院 可能な精神障害者の自宅や公営住宅等の一般住宅やグループホーム等へ移行す る人数を見込み、平成29年度末における地域移行目標者数を設定します。

#### (1) 第3期計画における目標値に対する考察

施設入所者及び退院可能精神障害者の地域移行については、障害福祉サービス事業者や医療機関といった関係機関との連携や、ご家族等の協力者も含めた移行支援会議が重要となっています。

地域生活の移行先であるグループホームなどの受入体制の整備は充足しておりますが、第3期の目標には及びませんでした。

安全・安心である施設内からの地域移行は不安が大きく、また地域での生活の不便さが予想され、その課題の解消もしくは軽減をするための支援調整が重要となってきています。

また、障害者及び介護者の高齢化が進む現状を考慮すると、多種多様な移行先の確保と、入所者の地域生活での目標意識の啓発も重要と考えら、相談支援体制の強化が求められています。

#### 地域移行者数

目標	
平成17年10月現在の全 施設入所者数(A)	208人
	(A)Ø38%
平成26年度末までの地 域移行者数(B)	80人

実績		
平成25年までの実績(C)	平成25年度時点における 目標達成率	
(A)Ø7.7%	日标连成 <del>本</del> (C)/(B)	
16人	20.0%	

#### 福祉施設入所者数の減少

目標		
平成17年10月現在の全 施設入所者数(A)	208人	
	(A)Ø18%	
平成26年度末までの地 域移行者数(B)	38人	

実績		
平成25年までの実績(C)	平成25年度時点における 目標達成率	
(A)Ø4.3%	(C)/(B)	
9人	23.7%	

#### (2)目標値について

平成29年度末までに基準となる平成25年度末時点の福祉施設入所者数199人の12%以上の24人が地域移行する目標値を設定するとともに、平成25年度末における入所者数のうち4%以上の8人を削減することを目標数に設定します。

また、目標値の設定に当たり、平成26年度末において、数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とします。

#### 福祉施設入所者の地域生活への移行

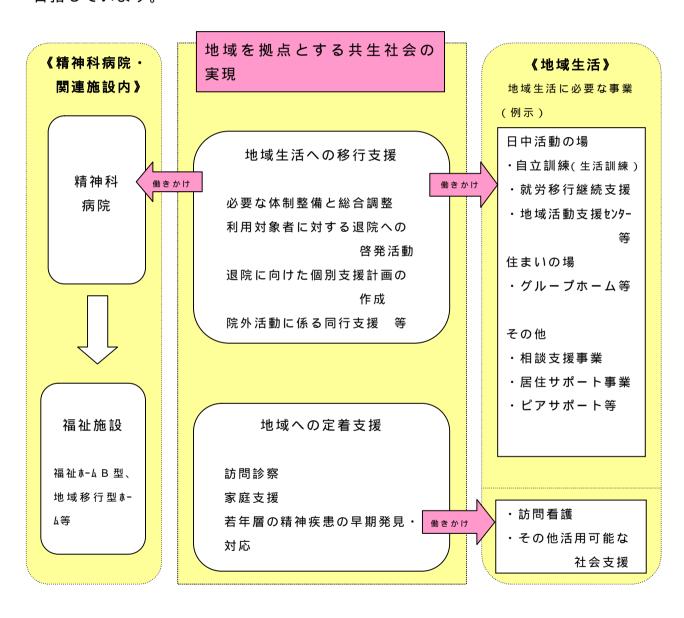
項目	数值	備考
基準となる施設入所者数	199人	平成 2 5 年度末現在の全施設入所者数
平成 2 9 年度までの 地域生活移行 目標者数	2 4 人	国の指針に則し、過去実績も含め、基準人数の12%以上の人数を目標値とした。
平成 2 9 年度までの 施設入所者の減少目標者数	8人	国の指針に則し、平成 29年度までに、基準人数の4%の人数を目標値とした。

#### (3) 推進に向けた施策

- ・障害福祉サービス事業の体験利用等の活用により、在宅生活の体験を進め、地域での生活を促進します。
- ・グループホームの計画的な基盤整備を図ります。
- ・介護保険施設関係者への情報提供等を実施し、高齢化が進む障害者の対応の協議を進めるとともに、地域包括ケアシステムとの連携を図ります。
- ・地域相談支援事業を活用し、障害者の地域生活移行に伴う不安等を解消 し、スムーズかつ安心できる移行支援を実施し、地域生活の定着を促進 します。
- ・自立支援協議会の「地域移行部会」等において、関係機関との連携を図り、地域移行の課題と対策について協議し、障害者の地域移行促進体制整備を図ります。

#### 参考 精神障害者地域移行·地域定着支援

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した地域生活を送ることができるよう関係機関の連携の下で医療、福祉等の支援を行うという観点から、従来の地域生活への移行支援にとどまらず、地域生活への移行後の地域定着支援も行うことを目的としています。また、未受診や受療中断等の精神障害者に対する支援体制の構築と精神疾患への早期対応を行うことも目指しています。



#### 2 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、1法人、1事業所だけで取り組むにはリスクや無理があります。多くの関係者が共通の認識にたち、ネットワークを構築し取り組みます。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
圏域内での拠点の面的整 備について関係事業所へ 趣旨説明と協力依頼	拠点施設等について、より具 体的な検討調整を実施	支援拠点の運用

#### 3 福祉施設からの一般就労への移行等

障害者の自立生活の観点から、福祉的就労からハローワークや養護学校等の関係機関と連携を図り、一般就労へ移行する人数を見込み、平成29年度末における一般就労移行目標者数を設定します。

#### (1) 第3期計画における目標値に対する考察

ハローワーク・上小圏域障害者総合支援センター・養護学校・行政の各分野との連携を深め、就労支援体制ネットワークの構築と、就労移行に必要な事業について継続的に実施してきました。上田市を含む上小圏域は、関係機関の連携により第3期の目標を達成できている状況です。

また、一般就労の雇用まで結びつくことができた場合でも、雇用後に基本的なスキルや考え方が不足していることなどから離職してしまうケースも見受けられました。

今後は、一般就労後の定着率の向上が重要であり、障害者の一般就労施策を推進する上において、福祉施設での訓練や体験は非常に重要なものと考えられます。

#### 福祉施設から一般就労への移行者数

目標		
平成17年度の一般就労 移行者実績人数(A)	4人	
	(A)の2.4倍以 上	
平成26年度末までの地 域移行者数(B)	10人	

実績		
平成25年までの実績(C)	平成25年度時点における 目標達成率	
(A)の3.25倍	白保達成率 (C)/(B)	
13人	130.0%	

#### (2)目標値について

平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定し、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とします。また、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

#### 福祉施設からの一般就労への移行

項目	数值	備考
基準となる 一般就労移行実績人数	1 2 人	平成24年度の一般就労移行者実績人数
平成29年度までの 一般就労移行目標者数	2 4 人	国の指針に則し、基準人数の 2 倍以上の目標 設定をした。

#### 就労移行支援事業利用者数

項目	数值	備考				
基準となる 就労移行支援事業利用者数	3 1人	平成25年度末の就労移行支援利用者数				
平成29年度までの 就労移行支援事業利用者数	5 0 人	国の指針に則し、基準人数の 6 割以上増加することを目標設定をした。				

#### 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合

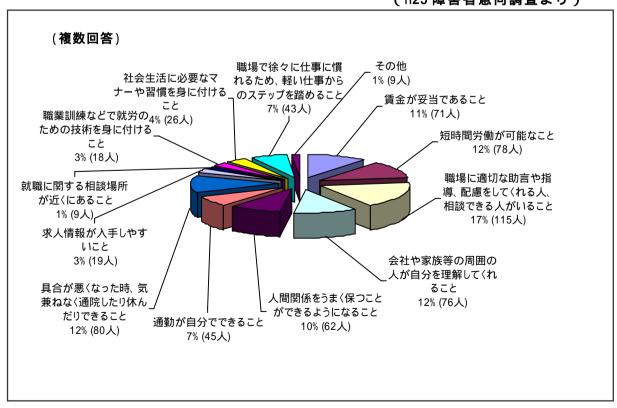
年度	就労移行支援事業所	就労移行支援事業所のうち就労移 行率が 3 割以上の事業所数(B)	割合 (B/A)
		13 1 13 0 13 13 22 0 3 14 11 12 ( 2 )	( 2, , , )
平成 27 年度	3 箇所	1 箇所	33%
平成 28 年度	4 箇所	2 箇所	50%
平成 29 年度	5 箇所	3 箇所	60%

#### (3)推進に向けた施策

を図ります。

- ・障害福祉サービスの就労移行支援及び就労継続支援の利用促進を図り、 障害者のコミュニケーション能力の向上、生活リズムの安定化、技術の 向上、工賃収入による就労意欲の向上等を目指します。 また、就労後も安定し自立した生活が営まれるように、生活能力の向上
- ・トライアル雇用、ジョブコーチ等の事業を活用し、スムーズな就労移行 と安定した就業生活を維持することを目指します。
- ・自立支援協議会の「就労部会」等において、関係機関との連携を図り、 雇用体制の課題と対策について協議し、障害者の雇用促進体制整備を図 ります。
- ・離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般 就労や雇用支援策に関する理解の促進を図るなど、障害者雇用全体につ いての取組を進めます。
- ・市としても、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための 方針を作成し、障害者就労施設等の受注機会の拡大について取組を進め ます。
- 問 今後も継続して働くため、または、新たに働くためには、どんな支援が必要と思 いますか。

(H25 障害者意向調査より)

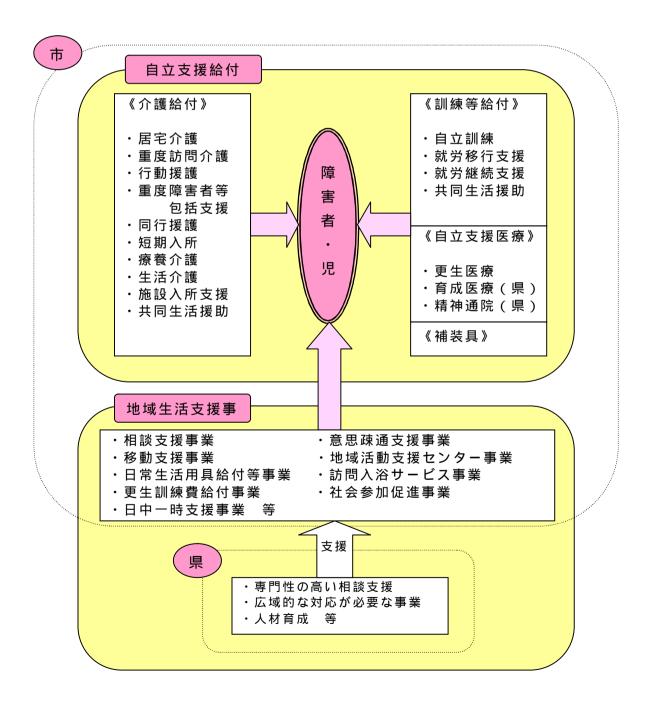


# 第4章 障害福祉サービスの見込み量

#### 自立支援システムの全体像

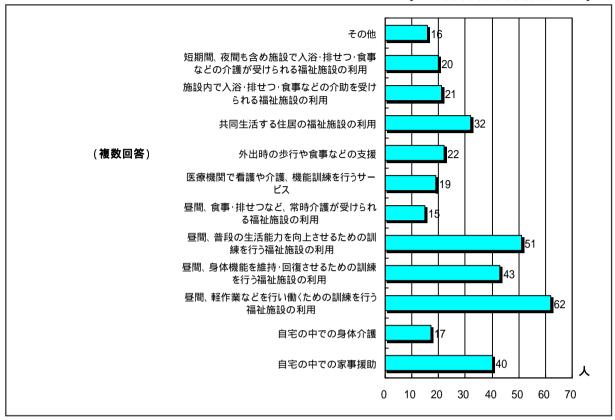
障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて上田市が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」の2つに大分類されます。

また「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合を「介護給付」、訓練等の 支援を受ける場合は「訓練等給付」の2つで構成されています。



# 問 今後も継続して利用したい障害福祉のサービスや、新たに利用したいと思うサービスは何ですか。

#### (H25 障害者意向調査より)



#### 1 訪問系サービス

## (1) サービスの概要

障害者が住みなれた地域や家庭で安心して生活が送れるよう、障害の区別なく訪問系のサービスを提供します。

また、長期的施設入所者や退院可能な精神障害者等が、安心して退所・退院し、地域社会で安定的に生活が送れるよう、多様なニーズに応じられる体制基盤を整備し、サービスの充実、確保に努めるべく目標を設定します。

サービス名	サービス内容	対象者
居宅介護	自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食 事の介護等を行います。	区分1以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障害者及び精神 障害者で、常に介護を必要とする人に、自 宅で入浴・排泄・食事の介護・外出時にお ける移動支援などを総合的に行います。	区分 4 以上で二肢以上 麻痺等がある方 他に要件あり
同行援護	重度の視覚障害者の外出時における必要 な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄、 食事等の援助を行います。	「同行援護アセスメント調査票」等により、基準を満たす方 他に要件あり
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動 するときに、危険を回避するために必要な 支援・外出支援を行います。	区分3以上の知的・精神 障害者の方 他に要件あり
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護 等複数のサービスを包括的に行います。	区分6で意思疎通に著 しい困難を有する方 他に要件あり

#### (2) サービスの見込み量

居宅介護・行動援護については、新規の手帳取得者の伸びと地域生活への移行が進んでいることを考慮すると、今後も需要が高くなることが予想されます。

重度訪問介護については、平成 26 年 4 月から知的障害者及び精神障害者 も利用することが出来るようになりました。今後、地域生活移行への推進に より、いつでも利用可能な体制を視野に入れる必要があります。

サービス名	見込むもの	実績		見込み		
リーと人名	見込むもの	2 5 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	
     居宅介護	利用時間	3,474	3,476	3,497	3,518	
占七月接	利用者数	165	167	168	169	
重度訪問介護	利用時間	3 1	3 5	3 5	35	
里皮切问기暖	利用者数	2	3	3	3	
□红按蓝	利用時間	180	214	232	250	
同行援護 	利用者数	1 0	12	13	1 4	
行動援護	利用時間	781	842	884	926	
1 1 到 孩 丧	利用者数	18	2 0	2 1	22	
重度障害者等	利用時間	658	656	656	656	
包括支援	利用者数	4	4	4	4	

#### (3)サービス確保の施策

障害者が、住みなれた地域や家庭で安心して暮らすための訪問系サービスは、重要なサービスとして位置づけられ、今後もより一層必要性が増すサービスであるため、以下の点により利用の促進及び障害福祉サービスの資質向上を図ります。

- ・安定的にサービスの提供ができるよう指定事業所の確保と、一定の障害 に特化しない統一的なサービスの提供体制の充実を図ります。
- ・サービス提供の適正化を図り、尚且つ、きめの細かいサービスの提供を おこなうため、計画相談支援事業を活用し、適正・適切な支給量につい て定期的に検証し、障害者の自立支援策の向上を図ります。
- ・障害福祉サービス事業所において、サービス提供の一元化が図れるよう 助言、指導を進めます。
- ・自立支援協議会をはじめとする関係機関と密に連携を図り、上小圏域と して必要な社会資源の整備を推進します。

# 2 日中活動系サービス

#### (1)サービスの概要

希望または必要とする障害者に対して、施設等での適切な日中活動サービスを提供します。

一般就労への早期移行と定着化を図るための就労訓練等サービス提供体制を充実させ、サービス内容の充実・確保のための適正な目標値を設定します。

サービス名	サービス内容	対象者
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、 創作活動又は生産活動の機会を提供します。	区分 3 以上の方 (入所を伴う場合 4 以上) 5 0 歳以上は区分 2 以上 (入所を伴う場合 3 以上)
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営む ことができるよう、身体機能又は生活能 力の向上のために必要な訓練等を行い ます。	希望する方 (認定調査は必須)
就労移行支援	就労を希望する人に生産活動、その他の 活動の機会の提供を通じて、就労に必要 な知識及び能力向上のために必要な訓 練等を行います。	65 歳未満の希望する方 (認定調査は必須) 利用上限あり
就労継続支援	通常に事業所に雇用されることが困難な人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動の為の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練等を行います。	A 型: 65 歳未満 B 型:雇用に結びつかな い方 (認定調査は必須)
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話を行います。	区分 6 の方で気管切開を 伴う人工呼吸器による呼 吸管理を行なっている 方。 筋ジストロフィー患者又 は重症心身障害者で区分 5 以上の方。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、 短期間、夜間も含め施設で入浴・排泄・ 食事の介護等を行います。	区分1以上の方

#### (2) サービスの見込み量

生活介護は地域生活の定着が進むにつれサービスが定着化し、順調な増加をしています。また、アンケート調査から、生活能力の訓練や就労に向けての訓練は利用したいサービスとして希望する方が多く、福祉施設からの一般就労を推進する考えからも増加が予想されます。

療養介護については、同程度の推移を見込みます。

サ ビュタ	目におまる	実績	見込み		
サービス名	見込むもの	2 5 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
   生活介護	利用日数	7,872	7,935	7,955	7,975
土伯月陵	利用者数	397	399	400	401
自立訓練	利用日数	3 4	4 6	4 6	46
(機能訓練)	利用者数	2	3	3	3
自立訓練	利用日数	754	778	799	819
(生活訓練)	利用者数	36	38	3 9	4 0
<b>計 兴 珍</b> 尔 士 控	利用日数	692	795	895	994
就労移行支援 	利用者数	3 1	4 0	4 5	50
就労継続支援	利用日数	444	637	7 3 6	836
(A 型)	利用者数	22	32	37	42
就労継続支援	利用日数	5,047	5,703	6,041	6,380
(B型)	利用者数	297	337	357	377
療養介護	利用者数	32	32	32	32
L- H0 \ cc	利用日数	429	461	470	478
短期入所	利用者数	5 1	5 3	5 4	5 5

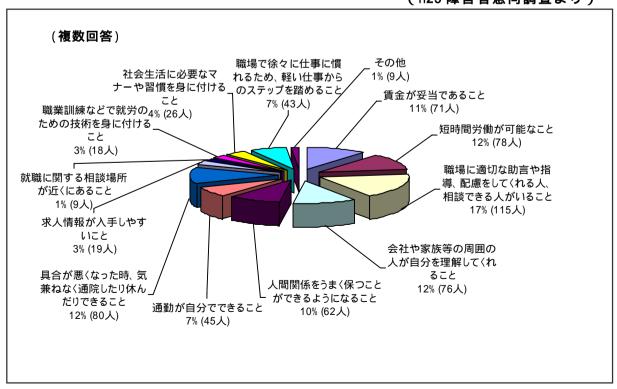
#### (3) サービス確保の施策

日中活動系サービスについては、障害者の状況に応じた介護や身近な地域における日中活動の場として重要な位置づけであり、自立や社会復帰を目指す上での就労訓練など、住みなれた地域や家庭で自立し、安定した生活を送るためのサービスが提供されています。今後は以下の点により利用の促進及び障害福祉サービスの資質向上を図ります。

- ・就労支援については、関係機関の連携を強化し、福祉就労や一般企業への採用枠の確保等、障害者の就労が円滑に進むよう基盤体制の整備に努めます。
- ・一般就労へ結びつけるための適切なサービス提供による支援をしつつ、 就労が困難な障害者においては、個人の適性に合わせた日中活動の場が 提供できるよう調整を行います。
- ・養護学校卒業生等の若年層における就労先や日中活動の場を確保するため、学校・ハローワーク・上小圏域障害者総合支援センターとの連携を 図り、早期段階からの適切な対応を進めます。
- ・自立支援協議会をはじめとする関係機関と密に連携を図り、上小圏域と して必要な社会資源の整備を推進します。
- ・作業所等の通所者に対して、意欲の向上と経済的負担の軽減策として、 市独自の通所費補助を行います。

# 問 今後も継続して働くため、または、新たに働くためには、どんな支援が必要と思 いますか。

(H25 障害者意向調査より)



#### 3 居住系サービス

#### (1)サービスの概要

障害者の高齢化・重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、平成26年4月からケアホームとグループホームを一元化されました。

入所施設や精神科病院での生活が長期化している障害者の解消や、親元からの自立を目指す障害者が安心して暮らせる居住の場を確保することは非常に重要です。

このため、障害者のニーズや生活状況に応じたグループホームの計画的な整備を進め、地域生活移行のためのサービス提供体制基盤の整備を進めます。

一方、重度障害者の障害特性や生活適正に合わせた入所支援を行い、安定したサービス提供が受けられるようにすることが重要となります。

サービス名	サービス内容	対象者
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相 談や日常生活上の援助や介護を行いま す。	区分1の方等 (認定調査は必須)
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・ 排泄・食事の介護等を行います。	区分4以上の方 (50歳以上は 区分3以上)

#### (2) サービスの見込み量

施設入所者の地域生活の移行及び退院可能な精神障害者の地域生活移行を考慮すると、共同生活援助については、今後も重要で需要が予想されます。 しかし、日中活動する場の確保も平行して行う必要があり、尚且つ、上小 圏域での調整と整備が必要となります。

施設入所支援については、地域移行者と新たに入所する人数を同数程度と 見込んでいます。

サービス名	見込むもの	実績	見込み		
		2 5 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
生共同生活援助	利用者数	153	168	177	186
施設入所支援	利用者数	202	200	198	196

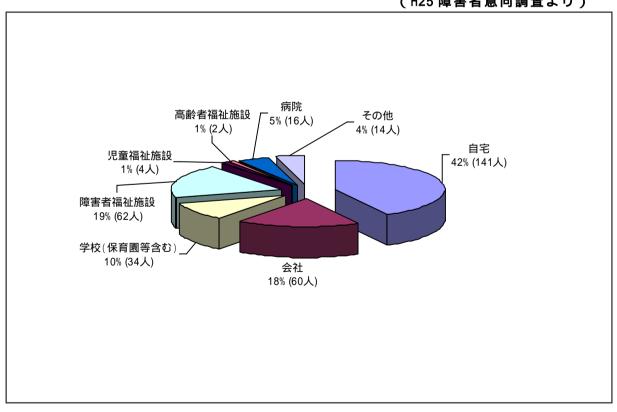
#### (3)サービス確保の施策

社会的入院・入所の解消を進める上において、地域での生活の定着化を図 るためには、障害者自らによる地域生活スタイルの選択が重要となります。 また、不安要素の軽減を図るためには生活体験等の事前準備は必要であり、 「周囲の支援」、「地域の理解」も含め支援を進めることが重要となります。 今後は以下の点により利用の促進及び障害福祉サービスの資質向上を図り ます。

- ・計画相談支援事業を活用し、早期の段階からの支援と地域での定着が万 全になるまでの支援を行います。
- ・定期的にサービス内容を検証し、障害者の自立支援策の向上を図ります。
- ・地域住民への理解と自治会等への啓発促進に努めます。
- ・身近なグループホーム等で宿泊体験を行い、地域移行を段階的に進めま す、
- ・自立支援協議会をはじめとする関係機関と密に連携を図り、上小圏域と して必要な社会資源の整備を推進します。

#### 問 昼間はどこで過ごしていますか。

#### (H25 障害者意向調査より)



#### 4 相談支援事業

## (1) サービスの概要

障害者が地域社会で自分らしく安心して暮らすためには、自らの選択による計画的な障害福祉サービスの利用が望まれますが、福祉サービスの利用調整が困難な方に対しては、相談支援事業者が、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、きめ細かく支援するためにサービス利用計画を作成し、適切なサービスを提供します。

サービス名	サービス内容	対象者
計画相談支援	障害福祉サービスの支給決定前から サービス等利用計画や障害児支援利 用計画を作成し、支給決定後もサービ ス等の利用状況の検証を行い、各計画 の見直しを行います。	障害福祉サービスまでは相談の全には相談の登事を関する主には明まず。また、障害ので対策を関係を関係を対象を関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を
地域移行支援	住居の確保等、地域生活に移行するために必要となる活動について相談と支援を行います。また、地域での生活のために障害福祉サービス事業所等への同行支援も行います。	障害者支援施設等に 入所している障害者、 または精神科病院に 入院している精神障 害者を対象とします。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性 に起因して生じた緊急の事態等に対 して、相談等を行います。	居宅において単身生 活をする障害者、また は家庭の状況等から 同居している家族の 支援を受けられない 障害者を対象としま す。

#### (2) サービスの見込み量

計画相談支援については、平成 27 年 3 月までに障害福祉サービスの支給決定を受ける全障害者に対してサービス等利用計画の作成が義務付けられました。そのため、今後は、新規利用者の計画相談をはじめ、既にサービス等利用計画のある方への計画相談支援の質の確保が求められております。

地域移行支援については、入所や入院をしている障害者の計画的な地域移行

に向けて見込み数を設定しています。

地域定着支援については、施設や病院から地域移行をしたばかりの障害者や 市内で単身生活をしている障害者等、地域生活が不安定な障害者を対象とし、 今後の地域生活への移行を推進する体制を考慮し、見込み数を設定しています。

サービス名	見込むもの	実績		見込み		
		2 5 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	
計画相談支援	利用者数	102	1 4 9	150	152	
地域移行支援	利用者数	1	2	2	2	
地域定着支援	利用者数	1	6	7	8	

#### (3)サービス確保の施策

障害福祉サービス等の利用者全員に、よりきめ細かく各々の障害特性に合わせたサービス利用計画等の作成を実施します。また、単身で地域生活を送る障害者に対して、接点の必要性から、常時の連絡体制の整備が求められています。

今後は以下の点により利用の促進及び障害福祉サービスの資質向上を図ります。

- ・上小圏域市町村との連携により、相談支援事業者の設置を促進します。
- ・サービスの利用計画の調整、作成、モニタリングにわたる一連の支援が 継続的に提供されるよう、関係機関の連携を強化して、相談支援体制の 整備やネットワークの構築に努めます。
- ・自立支援協議会をはじめとする関係機関と密に連携を図り、上小圏域と して必要な社会資源の整備を推進します。
- ・基幹相談支援センターを中核とした、サービス等利用計画の精査ときめ の細かいサービス提供を図ります。

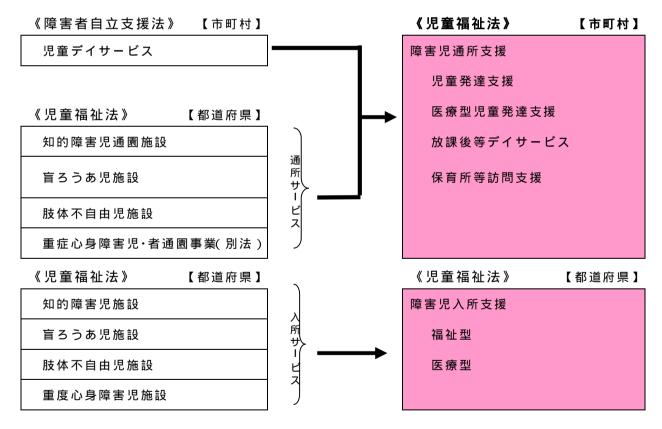
# 5 障害児支援

### (1)サービスの概要

児童福祉法等の改正に伴い、平成24年4月1日から、障害児施設・事業の体系が変わり、障害種別ごとに分かれた施設体系は、通所・入所の利用体系の違いにより「障害児通所支援」「障害児入所支援」となりました。通所サービスについては市町村、入所サービスについては都道府県を実施主体し、障害児が身近な地域でサービスを受けられる支援体制が整備されてきました。

その中で「放課後等デイサービス」は、放課後や夏休み等における障害 児の居場所の確保等を目的とし、「保育園等訪問支援」は、保育所等に通 う障害児の支援のため、保育所等を訪問し専門的な支援を行うこととして います。

#### 【障害児支援の見直し】



#### (2)サービスの見込み量

児童発達支援センターは、通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域にいる障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施しており、今後も利用児童の増加が予想されます。

障害のある児童・生徒の放課後支援は喫緊の課題となっており、社会資源となる放課後等デイサービスの充実も必要です。

# <i>V</i> 7 47	見込むもの	実績		見込み		
サービス名	兄込むもの	2 5 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	
児童発達支援	利用日数	1,672	2,112	2,332	2,552	
尤里先连又按	利用児童数	76	96	106	116	
放課後等デイサービ	利用日数	308	396	4 4 0	484	
ス	利用児童数	1 4	18	20	22	
<b>但</b> 在 国 签 <del>立 </del> 眼 士 極	利用日数	1 0	3 0	4 0	50.	
保育園等訪問支援	利用児童数	1	3	4	5	

医療型児童発達支	利用日数	88	132	154	176
援	利用児童数	4	6	7	8
障害児入所支援 (福祉型・医療型)	利用児童数	-	-	-	-
障害児相談支援	利用児童数	25	29	3 0	3 1

#### (3)サービス確保の施策

児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備

障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、児童発達支援事業者等と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を図ります。特に、障害があっても保育所等の利用ができるよう保育所等訪問支援等の実施体制の充実を図ります。

#### 子育て支援に係る施策との連携

障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援策との緊密な連携を図る必要があります。また、障害児の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、保育や子育て・子育ち支援担当との連携を図ります。

# 教育との連携

障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス提供事業所が緊密な連携を図るとともに、教育委員会部局との連携を推進します。

さらに、学齢児を対象とした放課後支援の充実を推進します。

#### 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児に対する支援の基盤整備の強化を図るとともに、福祉、医療、教育等の関係機関において、 共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図ります。

また、虐待を受けた障害児に対しては、療育や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援が必要です。

# 第5章 地域生活支援事業の見込み量

#### 1 事業の概要

地域生活支援事業は、地域に暮らす障害者及び障害児が、その有する能力や適性に応じて、自立した日常生活を営み、社会参加を進めることができるよう、市町村が実施主体となって、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を行い、福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず、全ての方々が共に安心して暮らすことができる社会の実現を目的としています。

本事業の必須事業は、障害者等の自立した日常生活または社会生活を支える上で重要なサービスである「相談支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」があります。

更に平成24年4月からは成年後見制度の利用を通じて障害福祉サービスの利用を促進するため、「成年後見制度利用支援事業」が必須事業に追加されました。

また、必須事業である「相談支援事業」の地域における中核的な役割を担う機関として、平成24年4月から基幹相談支援センターが設置されました。

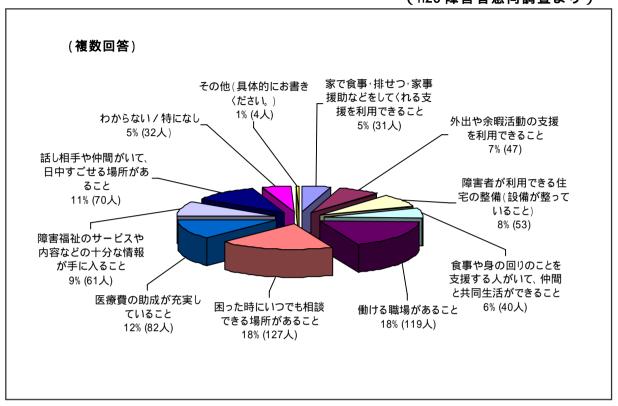
一方、市選択事業として「訪問入浴サービス」、「社会参加促進事業」、「日中一時支援事業」を実施するほか、意思疎通支援事業の円滑な実施を図るためには、 人材の養成が重要であることから、奉仕員養成研修事業及び手話通訳者・要約筆 記者養成研修事業について、県と市町村の協力により、積極的に実施することが 求められています。

事業の見込みに際しては、多様なニーズを踏まえ、その他必要な事業の導入についても引き続き検討していきます。

	地域生活支	援事業
	理解促進研修・啓発事業	
	自 発 的 活 動 支 援 事 業	
	相談支援事業	・上小圏域障害者総合支援センター ・基幹相談支援センター
	成年後見制度利用支援事業	・成年後見制度における市長申し立てに関する事業 ・成年後見制度利用支援事業
必須事業	意思疎通支援事業	・手話通訳・要約筆記者派遣事業 ・手話通訳者設置事業
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター事業	・市町村設置事業 ・広域設置事業
	訪問入浴サービス事業	
選択事業	日中一時支援事業	
	社会参加促進事業	・奉仕員養成研修事業 ・点字・声の広報発行事業 等

問 あなたが、これから地域で暮らしていく(あるいは暮らし続けていく)ためには、 どのような支援が必要だと思いますか。

(H25 障害者意向調査より)



#### 2 理解促進研修・啓発事業

#### (1)サービスの概要

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

#### (2)サービス見込み量

障害者の生活圏を広げる運動やボランティア活動の輪を広げる取り組みとして「うえだ市民ふれあい広場」を開催しています。住民同士が互いに助け合う「共生」の意識を高め、福祉施設やボランティア団体、NPO法人に対する理解を深めるともに、ふれあいを図ることを目指しています。

サービス名	見込むもの	実績		見込み	
y-CA <del>A</del>	見込むもの	2 5 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	1	1	1	1

## (3)サービス確保の施策

- ・うえだ市民ふれあい広場の開催をします。
- ・自治会や小中学校など身近なところで障害者理解が進むよう研修会や 出前講座などを開催します。

#### 3 自発的活動支援事業

## (1)サービスの概要

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

# (2)サービス見込み量

障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる 交流会活動を支援します。

サービス名	目になれまの	実績		見込み	
	見込むもの 25年度	2 5 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	1	1	1	1

#### (3)サービス確保の施策

・当事者団体が開催する研修会や講演会などへの支援を行います。

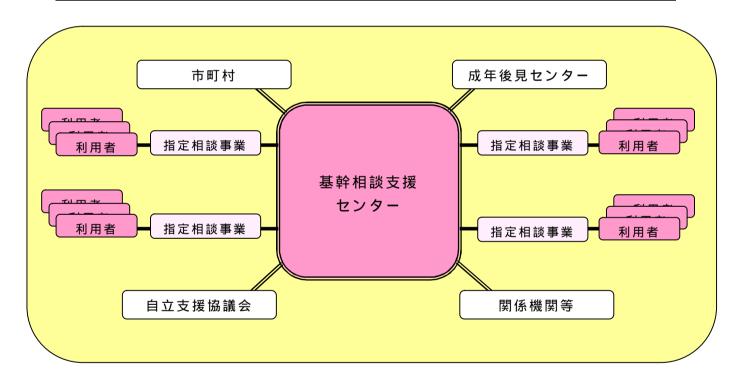
#### 4 相談支援事業

# (1)サービスの概要

障害者等や障害児の保護者、障害者等の介護を行っている方々からの相談に応じて、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行います。

障害者自立支援法等改正法により、平成24年4月から地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる基幹相談支援センターの設置をしました。

事業名	事業内容
障害者(児)相談 支援事業	福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)、専門機関の紹介(社会資源の活用)、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。
基幹相談 支援センター	地域における相談支援の中核的な機関で、総合的な相談のほか、 サービス等利用計画の調整、アドバイス、また、地域生活支援事 業におけるサービス等利用計画の策定、困難ケースへの対応、地 域の相談支援事業者間の調整や支援、障害者に対する虐待の防 止・対応、権利擁護などの役割を担います。
市町村相談支援機能強化事業	専門職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置し、市町村の相談支援事業の強化を行います。現在、上小圏域の4市町村合同で、障害者総合支援センターで実施しています。



## (2)サービス見込み量

上小圏域市町村の相談支援体制に対する考えに則し、引き続き相談支援 事業所の実施箇所の増加と基幹相談支援センターの設置について見込ん でいます。

サービス名	見込むもの	実績		見込み	
サービス名	兄込むもの	2 5 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	19	2 1	22	23
基 幹 相 談 支 援 センター	設置の有無	1	1	1	1
市町村相談支 援機能強化事業	実施の有無	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	0	0	0	0

- ・上田市のみならず上小圏域市町村と連携し、相談支援事業所の登録及び 設置の促進を図ります。
- ・障害者等からの相談に対して、専門のコーディネーターが 2 4 時間ワンストップで応じられる体制や情報提供体制の充実を図ります。
- ・相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくり (地域内ネットワーク)に関し、中核的な役割を担う上小圏域障害者自 立支援協議会を中心として協議・調整を行います。
- ・判断能力の不十分な方々の権利を保護するために、成年後見制度の啓発 活動や制度を活用するための支援体制を確保します。
- ・相談支援事業は上小圏域市町村による共同事業として実施し、上小圏域 障害者総合支援センターへ引き続き委託を行います。
- ・上小圏域障害者総合支援センターでの、生活・就労・障害者サービス利用等の総合的な相談事業(情報提供、各種支援施策に関する助言・指導等)を行います。
- ・障害を持つカウンセラーによる相談事業(ピアカウンセリング)を行います。

# 5 成年後見制度利用支援事業

### (1)サービスの概要

地域で暮らす障害者を取巻く環境は、悪徳商法や詐欺の増加、虐待等の権利侵害が増加しており、その被害は高齢化に伴い更に深刻化が進んでいます。

平成 24 年 4 月、認知症・精神障害・知的障害などにより判断能力の低下した住民が安心して地域で生活できるように成年後見制度の利用及び権利擁護を支援することを目的に「上小圏域成年後見支援センター」が開所しました。

また、平成26年度からは市民後見人養成講座も始まり、今後は、市民後見人の活躍の場も増えるものと予測されます。

事業名	事業内容
	知的及び精神障害者の方で、判断能力が十分にない方の自立した生
成年後見制度	活の支援のため、成年後見制度の市長申立てに要する経費(登録手
利用支援事業	数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部または一部を助成し
	ます。

#### (2)サービス見込み量

現在まで障害者に関しての市長申立ての利用者はいませんが、今後の需要と必要性を考慮すると利用者の増加が見込まれます。

サービス名	見込むもの	実績		見込み	
9-CA-	見込むもの	2 5 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
成年後見制度	利用見込み	0	1	2	2
利用支援事業	件数	O	_	۷	2
成年後見制度法人後見	実施見込み	1	1	1	1
支援事業	者数	Ţ	I	I	I

(人数)

#### (3)サービス確保の施策

- ・サービスを必要とする障害者が適切に利用できるように情報提供に努め ます。
- ・上小圏域成年後見支援センターでの業務内容 成年後見及び権利擁護に関する相談、手続き支援

成年後見の申立申請支援 市長申立の支援 第三者後見人の紹介

法人後見の受任 後見人のサポート 普及啓発活動

地域ネットワークの形成 市民後見人の養成及び監督業務

# 6 意思疎通支援事業

# (1)サービスの概要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の支援のため、意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音声訳等による支援事業などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

事業名	事業内容
手話通訳者等設置 及び派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害により、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者の設置、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

# (2)サービス見込み量

年間の派遣件数がやや減少傾向にあります。今後は事業の周知とともに、 登録者の確保を見込んでいます。

サービス名	見込むもの 実績		見込み		
りっこ人名	見込むもの	2 5 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
手話通訳者・要約筆記	利用見込み	134	136	138	140
者派遣事業	件数	134	1 3 0	130	140
手話通訳者設置事業	実設置見込	1	1	1	1
	み者数	I	l	I 	<b>.</b>

- ・サービスを必要とする障害者が適切に利用できるように情報提供に努めます。
- ・通訳者を継続して設置し、安定的に通訳者等の派遣が行えるよう登録者 の確保を進めます。
- ・聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害者に対して、緊急時の対応や 社会参加の促進等、意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者や要約 筆記者等の派遣を行います。また、相談支援事業の支援を目的として、 手話通訳者の設置を行います。
- ・引き続き手話通訳者を市役所福祉課に設置します。

# 7 日常生活用具給付等事業

# (1)サービスの概要

重度障害者等に対して、日常生活の便宜を図るために自立生活支援用具 等の日常生活用具の給付を行います。

給付は、各用具で定められている障害部位や手帳等級等の要件を満たす 方に対して、定められた範囲内で行われます。

事業名	事業内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用 リフト、訓練椅子(障害児のみ )、訓練用ベット(障害児のみ )、座 位保持用椅子の給付を行います。
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、T字状・棒状杖、歩行支援用具、頭部保護帽、 特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信 号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置、簡易自助用具類、 走行器の給付を行います。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、吸入器、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計、盲人用体重計、パルスオキシメーターの給付を行います。
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書、視覚障害者・上肢障害者用パソコン周辺機器の給付を行います。
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器の給付を行います。
住宅改修費	居宅生活動作補助用具、住宅改修費の給付を行います。

### (2)サービス見込み量

日常生活用具給付事業で取り扱う品目は、多種多様であり耐用年数等の関係から利用実績等にばらつきがありますが、事業の周知等を行い更に利用の増加を見込みます。

サービス名	見込むもの	実績	見込み		
サービス名	兄込むもの	2 5 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
介護・訓練支援用具	給付等見込	6	6	7	7
7 设	み件数	0	0	,	,
自立生活支援用具	給付等見込	2 1	2 1	22	22
日立王冶文拨用兵	み件数	2 1	21	22	
在宅療養等支援用具	給付等見込	30	30	3 1	31
[ 在七烷食寺又拨用兵	み件数				
情報・意思疎通	給付等見込	15	15	1 6	16
支援用具	み件数	1 0	1 5	10	10
排泄管理支援用具	給付等見込	2 1 0 5	2 2 0	2 2 4 0	2 2 2 0
(ストマ用装具)	み件数	3,195	3,200	3,210	3,220
住宅改修費	給付等見込	3	_	4	4
	み件数	3	3	4	4

#### (3)サービス確保の施策

- ・サービスを必要とする障害者が適切に利用できるように、情報提供に 努めます。
- ・ニーズ等を的確に把握し、必要性等に応じた柔軟な対応を図ります。
- ・膀胱・直腸機能障害者等が使用する排泄管理支援用具(ストマ用装具) 給付については、使用頻度が高いことを考慮し、低所得者層の利用者負 担を更に軽減します。
- ・利用者負担

[ストマ装具のみ] 課税世帯 10% (対象外あり )

課税世帯 5% (所得税非課税)

生保・非課税世帯 0%

[その他用具] 課税世帯 10% (対象外あり )

非課税・生保世帯 0%

利用者負担の支給対象外について、障害者本人又は世帯員のいずれかが 一定所得以上の場合(本人又は世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が50万 円以上の場合)には日常生活用具給付の支給対象外とします。

# 8 手話奉仕員養成研修事業

## (1)サービスの概要

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した方を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを促進します。

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉 仕員を養成研修します。

# (2)サービス見込み量

基礎講座とレベルアップ講座を隔年で開催しています。

サービス名	目にかまの	実績		見込み 度 28年度 29年度		
	見込むもの	2 5 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	
手話奉仕員養成	実養成講習修	1.0	12	1 1	1.6	
研修事業	了見込み者数	1 0	12	1 4	16	

## (3)サービス確保の施策

上田市手話奉仕員養成講座運営委員会により、年間 17 回、計 40 時間 ほど開催。県主催の指導者講習会への参加により指導員のレベルアップ を図ります。

# 9 移動支援事業

# (1)サービスの概要

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

事業名	事業内容					
移動支援事業	単独での移動以外にも、障害者がグループで移動する機会が持てるようにグループ支援を行います。 身体介護を要する重度障害者にも外出の機会を提供するため、身体介護を伴う支援を行います。					

# (2)サービス見込み量

移動支援利用者の一部が同行援護制度に移行する見込みであることから、若干の減少傾向となる見込みです。

サービス名	見込むもの	実績	見込み		
	兄匹包もの	2 5 年度 2 7 年度 2 8 年度	2 8 年度	2 9 年度	
	利用見込み 者数	224	222	220	218
移動支援事業	実利用見込 み時間	39,309	38,958	38,607	38,256

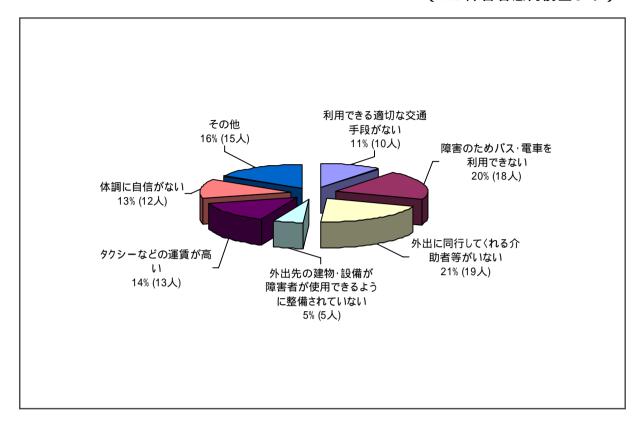
#### (3)サービス確保の施策

- ・在宅生活者の他、今後増加が見込まれるグループホームへ移行する者への移動支援を行うことにより、自立生活及び社会参加の促進を図るとともに、利用形態に応じて多様な対応ができるよう、サービス提供者の確保と提供体制の充実を図ります。
- ・利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるように、 事業所情報の提供を図ります。
- ・福祉有償運送事業等移送手段システムとの連携により、活用しやすい提供体制を整備します。
- ・利用者負担 課税世帯 5 % 生保・非課税世帯 0 %

移送の手段となる福祉有償運送利用等については別途費用が生じます。

# 問 外出したい場所へ、外出をしたいときに外出ができない理由は何ですか。

# (H25 障害者意向調査より)



## 10 地域活動支援センター事業

# (1)サービスの概要

障害者の日中活動の場として、創作的活動や生産活動への参加する機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供を行う地域活動支援センターを 設置します

事業名	事業内容			
地域活動支援センター事業	創作的活動または生産的活動の機会の提供(各種講座やプログラムの実施)、相談支援事業、ボランティア育成や就労支援、障害理解の普及啓発(講演会開催等)、地域交流等を行います。			

# (2)サービス見込み量

地域活動支援センターの必要性等からも、一定の利用者を見込んでいます。

サービス名	目にかまの	実績	見込み			
	見込むもの	2 5 年度	2 5 年度 2 7 年度 2 8 年度	2 8 年度	2 9 年度	
地域活動支援センター事業	実施見込み 箇所	5	4	4	4	
	実利用見込 み者数	597	460	460	460	

- ・今後も利用者の障害特性と生活リズムに対応した場の確保は必要であり、 引き続き活用できる施設の確保を進めます。
- ・精神障害者地域活動支援センター 精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤 との連携強化のための調整や地域住民のボランティア育成、障害に対す る理解促進を図るための普及啓発等を実施します。
- ・真田地域活動支援センター 創作的活動又は生産的活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活支援を図ります。

## 11 訪問入浴サービス事業

#### (1)サービスの概要

地域における重度身体障害者の日常生活を支援するため、訪問による居宅入浴サービスを提供し、重度身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、福祉の増進を図ります。

事業名	事業内容			
訪問入浴	給湯装置付き巡回入浴車を派遣し、居室に浴槽を搬入したうえ、入			
サービス事業	浴サービスを行います			

#### (2)サービス見込み量

過去の実績からも利用対象者が特定されるため、今後も同推移と見込みます。

サービス名	見込むもの	実績見込み			
	見込むもの	2 5 年度 2 7 年度 2 8 年 月	2 8 年度	2 9 年度	
訪問入浴	実施見込み 箇所	3	3	3	3
サービス事業	実利用見込 み者数	4	4	4	4

#### (3)サービス確保の施策

- ・在宅の重度身体障害者の日常生活を支援するため、訪問による入浴サービスを安定的に提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持が図れるようサービス確保に努めます。
- ・利用者が不便なく利用選択ができるよう、提供事業所の確保に努めます。
- ・重度身体障害者及び世帯の状況等を把握しながら、適正なサービス提供 に努めます。
- ・サービスを必要とする障害者が適切に利用できるように情報提供に努め ます。
- ・サービス利用者負担 「週2回以内の利用」 利用者負担は無料となります。

「週3回以上の利用」

課税世帯1 0 %非課税世帯5 %生保世帯0 %

## 12 日中一時支援事業

#### (1)サービスの概要

障害者等の日中における活動の場を確保することにより、障害者等の家族の就労を支援し、及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

事業名	事業内容
日中一時支援事業	活動の場を提供し、見守り又は社会に適応するための日常的な訓練を行います。また、必要に応じて事業者までの送迎や食事を提供します。

#### (2)サービス見込み量

障害児の需要はあるものの放課後等デイサービスの利用も進むことが 見込みまれ、今後も同推移と見込みます。

サービス名	見込むもの	実績	見込み		
	兄匹包もの	2 5 年度	2 5 年度 2 7 年度 2 8 年度	2 8 年度	2 9 年度
日中一時支援事業	利用見込み 者数	63	60	6 0	60
	利用見込み 時間数	1,890	1,800	1,800	1,800

- ・サービスを必要とする障害者が適切に利用できるように情報提供に努めます。
- ・利用者のニーズに応えられるようにサービス提供事業所の拡充を図りま す。
- ・サービス提供事業所の定員及び職員配置の基準を定め、障害者等に適切 なサービスが提供できるように制度の整備を図ります。
- ・同様のサービスを提供する目的で、長野県の補助事業として実施されて いる心身障害児(者)タイムケア事業との調整を図ります。
- ・利用者負担 課税世帯 5 % 生保・非課税世帯 0 %

# 13 社会参加促進事業

# (1)サービスの概要

障害者の社会参加を促進するため、下記事業を行います。

事業名	事業内容
スポーツ・レクリエーション 教室開催事業	障害者等の体力増進と交流促進を図るため、スポーツ・レク リエーション教室を定期的に開催します。
芸術・文化講座 開催等事業	障害者等の芸術文化の振興と創作意欲を助長するため、各種 教室を定期的に開催します。
点字・声の広報等 発行事業	文字による情報入手が困難な障害者に対して、点訳・音訳に よる広報誌(広報うえだ、市議会だより、社協うえだ)を発 行し、情報提供を行います。
奉仕員養成研修事業	ボランティア育成のため、点訳奉仕員・朗読奉仕員・要約筆 記奉仕員・手話奉仕員の養成講座を開催します
自動車運転免許取得 ・改造事業	身体障害者の社会参加を進めるため、運転免許の取得費用及 び自動車改造費用に対する助成を行います。

# (2)サービス見込み量

今後も定期的な活動と事業の周知を行い、利用拡大を見込みます。

サービス名	見込むもの	実績	見込み		
		2 5 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催事業	回数/年	1	1	1	1
芸術・文化講座 開催等事業	回数/年	1	1	1	1
点字・声の広報等 発行事業	延べ発行数	9 1	90	90	90
奉仕員養成研修事業	受講者数	28	30	32	3 4
自動車運転免許取得 ・改造事業	利用見込み者 数	1 1	1 1	12	12

### (3)サービス確保の施策

- ・サービスを必要とする障害者が適切に利用できるように情報提供に努めます。
- ・社会参加による生きがい作りと、余暇活動支援及び情報提供体制の整備 とボランティアの育成による地域福祉の推進を図るための施策を行い ます。
- ・利用者負担 スポーツ・レクリエーション教室開催事業

芸術・文化講座開催等事業

点字・声の広報等発行事業

上記3事業の利用者負担は無料となります。

奉仕員養成研修事業

実費のみ徴収となります。

自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業 利用者負担は要した経費の1/2内とし、 上限10万円となります。

#### 問 あなたが今後やってみたいと思っていることは何ですか。

(H25 障害者意向調査より)

